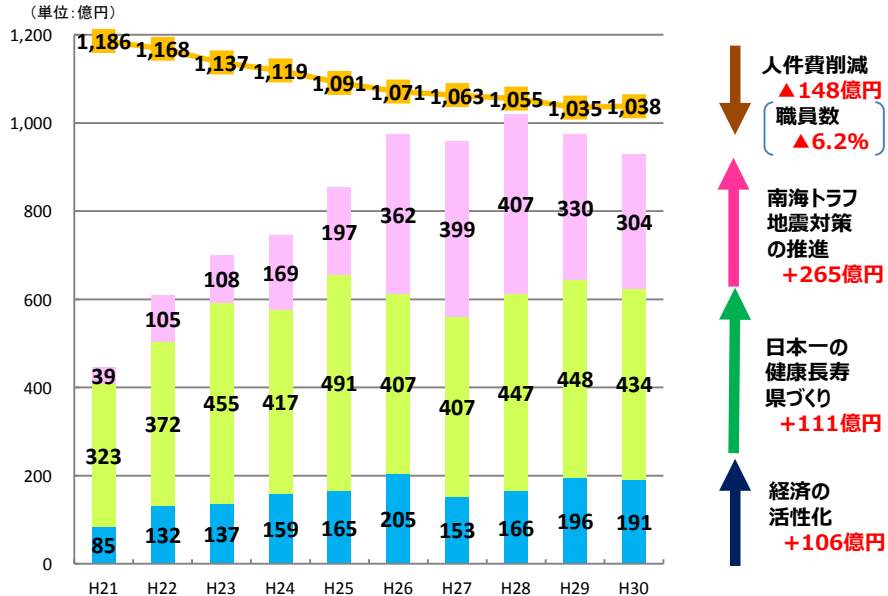


地方税財源の充実・強化

- 地方財政は恒常的に財源不足の状態。平成30年度の地方財政計画での地方一般財源総額は、前年度を上回る水準で確保されたものの、平成31年度以降の一般財源総額の規模については、今後議論されることとなっている。
- 地方の歳出は、今後も増嵩する社会保障関係費のほか、災害に対する備えや、地方創生・人口減少対策のための取組など、財政需要が見込まれる状況。
- このため、引き続き**地方交付税をはじめとする地方一般財源総額を安定的に確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すとともに、地域間の税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること等により、地方税財源の充実・強化を図ることが必要。**
- また、近年**財政力の弱い地方自治体に対する財源保障が相対的に低下**しており、**各団体が取組を着実に進められるように、適切な財源措置が必要。**

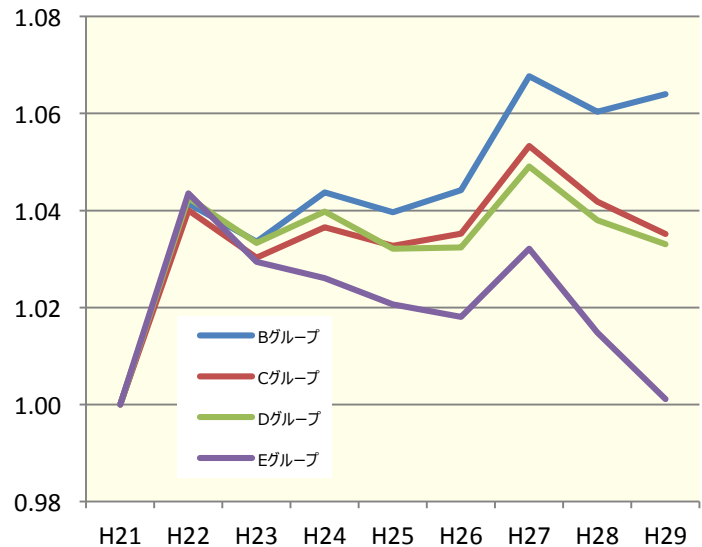
高知県の財政運営（重要施策と人件費の推移（各年度当初予算））

人件費などの経費節減に努める一方で、課題を確実に解決し、県勢浮揚を実現するため、重点施策については必要な取組を積極的に推進



財政力指数に基づくグループ別基準財政需要額の推移（H21基準比較）

財政力指数の低いグループ（Eグループ）は、他のグループに比べ平成21年度比で基準財政需要額が伸びていない状況



※ただし政令指定都市を持つ都道府県は除く

(Bグループ)
茨城、栃木、群馬、三重、滋賀、福島

(Cグループ)
長野、石川、香川、富山、山口、奈良、愛媛

(Dグループ)
山梨、福井、大分、山形、岩手、青森、佐賀、鹿児島、宮崎、徳島、和歌山、長崎、沖縄

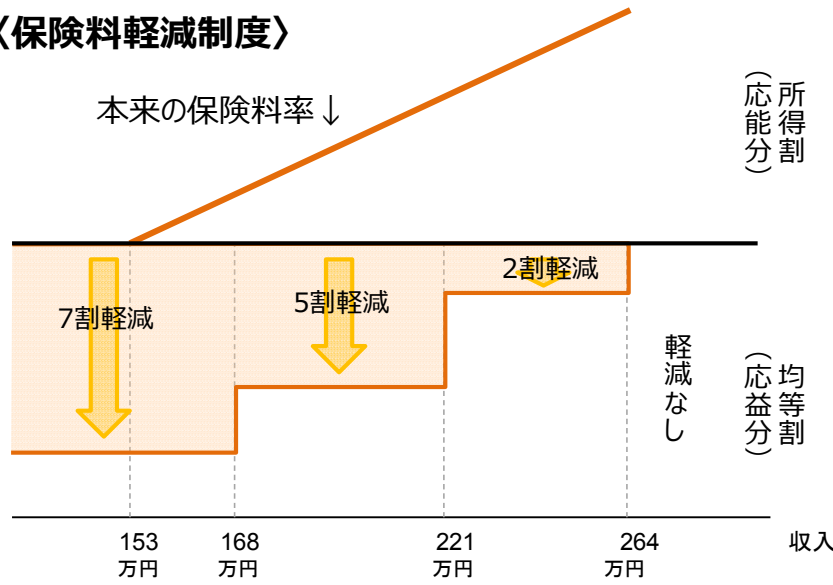
(Eグループ)
秋田、鳥取、高知、島根

(グループは総務省「H27都道府県財政指数表」のグループ設定に基づく)

普通交付税の算定についての提言

- 後期高齢者医療制度の基準財政需要額の算定については、「75歳以上人口」だけでなく、低所得者の数（＝保険料軽減制度の適用対象者数）を加味すること。

〈保険料軽減制度〉



- 後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されており、世帯の所得が一定以下の場合には、所得に応じて、均等割の7割、5割、2割を軽減する仕組み。
- 保険料軽減分（左図の 部分）は県3/4、市町村1/4で負担。（国保でも同様の制度あり。）
- 現在、後期高齢者医療制度の基準財政需要額の算定では、保険料軽減分の負担も含め「75歳以上人口」を用いて算定されている。
- しかし、保険料軽減分の実際の財政需要は低所得者の数（保険料軽減制度の適用対象者数）に左右されることから、保険料軽減制度の基準財政需要額算入額と決算との間に乖離が生じており、実態を反映していない状況。〈参考1〉
- 国保でも同様の制度があるが、普通交付税の算定に当たっては、保険料軽減制度の適用対象者数を加味した補正がなされているところ。

〈参考1〉高知県における保険料軽減制度の基準財政需要額算入額と決算の状況

	基需算入額	決算	乖離
H27 (百万円)	1,724	2,163	439
H28 (百万円)	1,752	2,293	541



後期高齢者医療制度の普通交付税の算定においても、国保同様、保険料軽減制度の適用者数を加味した算定としていただきたい。

〈参考2〉保険料軽減適用者の割合の全国との比較

	保険料軽減適用者の割合
全国	61.9%
高知県	72.2%

〈参考3〉高知県における保険料軽減適用者等の状況

H28	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (被扶養者)	2割軽減
対象者 (人)	69,163	12,035	3,607	8,816
県負担 (千円)	1,912,938	238,045	72,079	69,799